

# 質 問 回 答 書

2024 年 6 月 21 日

「ラオス国電力公社事業計画・財務管理アドバイザー業務」

(公示日:2024 年 6 月 12 日／公示番号:24a00335)について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	10 頁 第4条2. (2)本邦研修・招へい	<p>① 本邦招へいは日本で実施するリトリートプログラムのことを指すという理解で宜しいでしょうか。</p> <p>本邦招へいの研修プログラム等の一部または全部を大学等に外注することは可能でしょうか。また、その場合の外注費は定額計上の「本邦招へいにかかる経費」の直接経費には含まれず、別契約にて別途予算確保されるという理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>ご理解の通り、本邦招へいはリトリートプログラムのことを指します。発注者の事前の承諾により、本邦招へい実施業務の一部を再委託することは可能です。その場合の再委託費は定額計上金額、つまり技術研修等支援業務契約の直接経費に含まれます。</p>
2	22 頁 第3章2. (2)1) 業務量の目途	<p>約 13.34 人月には「本邦招へいに関する業務人月(1 人月)を含む(本経費は定額計上に含まれる)。」とあるため、本見積における報酬の計算基礎となる業務量は約 12.34 人月であるという理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>ご理解の通り、本体契約に係る業務量の目途は 12.34 人月です。</p>
3	24 頁 第3章4.(4) 定額計上について	<p>①当該頁項目の本邦招へいに係る経費に含まれている直接経費の内訳をご教示ください。 (4号1人月の報酬が2,905,000円、直接経費が1,000,000円と理解しております)</p> <p>②大学講師等への諸謝金が上記直接経費に含</p>	<p>① ご理解の通りです。</p> <p>② 講師への謝金単価は「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」を参照してください。講義時間については、リトリートプログラム(本邦招へい)の提案を応募者</p>

		<p>まれている場合には、前提となる謝金単価および講義時間を合わせてご教示ください。</p> <p>なお、貴機構「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン(2024年2月)」12頁において、「研修員／被招へい者の受入に係る経費（航空券、国内移動旅費、宿泊費、滞在費等）や研修監理員／同行案内人に係る経費については、JICA が負担しますので、契約金額に含める必要はありません」との記載に則り、被招へい者の受入に係る経費（航空券、国内移動旅費、宿泊費、滞在費等）は含まれていないものと認識しております。</p>	<p>に求めているため、プロポーザルにて提案してください。</p> <p>また、技術研修等支援業務契約にはご理解の通り実施業務に係る経費のみ含まれ、受入業務と監理業務に係る経費は含まれません。実施業務にて想定される経費の具体的な費目は「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」と一緒に掲載されている見積金額内訳書の様式を参照してください。</p>
4	24 頁 第 3 章 4.(4) 定額計上について	<p>当該頁項目において、「定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。」と記載されている一方で、貴機構「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン(2024年2月)」1頁においては、「研修／招へい事業にかかる経費は、来日日程や人数の目途がついた段階で、価格の妥当性を確認できる方法で必要経費を見積ることから、ランプサム方式とし、証憑書類に基づく精算手続きを行いません」との記載がございます。</p> <p>定額計上項目のうち本邦招へいにかかる経費の精算方法は、上記貴機構招へい実施ガイドラインにおける規定を優先すると認識しておりますが、齟齬がございましたらご指摘ください。</p>	<p>企画説明書に記載の「証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します」とは、契約締結後、業務の範囲や支出の内容が確定した段階で、その内訳について打合簿を取り交わすことにより精算金額が確定することを意味します。また、定額計上金額の予算額確定には実費精算とランプサム方式があります。詳細は経理処理ガイドラインを参照してください。</p> <p>一方、定額計上項目のうち本邦招へいにかかる経費については、定額計上金額で契約締結したあと、本邦招へいの来日日程や人数の目途がついた段階で、三者打合せ簿で確認した金額が確定金額(ランプサム)になります。三者打合せ簿に添付する書類は研修・招へい詳細計画書、招へい日程表、見積金額内訳書(見積根拠資料を含</p>

			む)になります。
5	24 頁 第 3 章 4.(4) 定額計上について	<p>貴機構「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン(2024 年 2 月)」1 頁において、「発注者による定額計上の金額にて技術研修等支援業務実施契約を締結し、そのカリキュラム及び日程が明らかになった時点(研修／招へい事業開始の約 1ヶ月前を目途)で打合簿にて研修・招へい詳細計画及び必要経費を確定し、ランプサム方式を適用します。なお、必要経費が契約金額を超える場合には変更契約を行います(2023 年 10 月以降に本体契約の締結がなされた案件から適用します。)」との記載がございます。</p> <p>上記より、本件においては、招へい事業のカリキュラムが明らかになった時点で確定した必要経費が当該頁項目の本邦招へいに係る経費を超過した場合には、変更契約の対象となると認識しております。齟齬がございましたらご指摘ください。</p>	ご理解の通り、本邦招へいにかかる経費が定額計上金額を超える場合は、三者打合せ簿でその理由を確認し、契約変更をします。
6	7 頁 第 2 章 第 4 条 2. (2) 本邦研修・招へい	貴機構「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン(2024 年 2 月)」3 頁に則り、受注者が実施する業務の対象は、「実施業務」のみであり、それ以外の「受入業務」及び「監理業務」は、貴機構の国内事業部／国内機関又は事業担当部で対応されると認識しております。	ご理解の通り、コンサルタント契約では実施業務のみ実施していただきます。ただし、企画説明書に記載の通り、本邦招へいに関する業務人月は国内移動手配に関連し JICA が契約する旅行会社への国内移動旅行の手配依頼書の送付、旅行手配内容の調整・検収、国内機関への報告を

		齟齬がございましたらご指摘ください。	含みませ。
--	--	--------------------	-------

以上